

離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の概要

北海道社会福祉協議会（以下「道社協」という。）では、介護職として一定の知識及び経験を有する離職中の方に対し、北海道内における福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的に介護職として再就職するにあたっての準備金を貸付けしています。

なお、この貸付金は、北海道内で2年間介護職員等【注1】として従事した場合、返還が免除されます。

1 貸付対象者について

次の（1）から（5）の基準の全てを満たす者。

- （1）即戦力として期待される介護人材として求められる一定の知識及び経験を有するとして認められる次のいずれかに該当する者
 - ①介護福祉士
 - ②実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
 - ③介護職員初任者研修を修了した者（介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修（ホームヘルパー）1級課程、2級課程を修了した者を含む。）
- （2）（1）に掲げる者として、介護サービス事業所・施設等において、介護職員等としての実務経験を1年以上【注2】有する者。
- （3）北海道内の介護サービス事業所・施設等に、介護職員等として就職【注3】した者若しくは就職を予定（内定）している者。なお、直近の介護職員等の離職理由が自己都合の場合は、上記の再就職に転居が伴う者又は直近の介護職員等の離職から再就職する日まで90日以上経過する者のみが対象となります。
- （4）直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就職する前日までに予め、北海道福祉人材センター・バンクに氏名及び住所等の届出又は求職登録【注4】を行い、かつ、別に定める様式により申請した者。
- （5）生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度を利用していない者。

【注1】 介護職員等とは、居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（社会福祉士法及び介護福祉士法第2条第2項）に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者を指します。

【注2】 1年以上とは、「雇用期間が通算365日以上」かつ「介護等の業務に従事した期間（日数）が180日以上」を指します。（複数事業所又は施設の実務経験合算も可。）

【注3】 就職とは、週20時間以上の勤務を指します。

【注4】 再就職前に北海道福祉人材センター・バンクに介護の資格届出制度又は求職登録（有効であること）が必要です。

2 貸付額及び対象経費等について

(1) 貸付額及び貸付回数

400,000円以内（無利子）※1人1回限りの貸付け

(2) 対象経費

介護職員等として、再就職する際に必要となる次の経費に充当するものに限ります。

- ①子どもの預け先を探す際の活動費
- ②介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費又は参考図書等の購入費
- ③介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ④敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ⑤通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ⑥その他、再就職する際に必要となる経費として適当と認められる経費

3 返還債務の免除について

貸付金を受けた者が次の（1）又は（2）のいずれかに該当するに至ったときは貸付金の返還債務が免除されます。

なお、（1）の業務に従事している2年間は、貸付金の返還が猶予されます。

- (1) 貸付の対象となる介護職員等としての就労（再就職の勤務開始）の日から、道内において、2年間【注5】の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。
- (2) 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

4 返還について

次のいずれかに該当する場合には貸付金を返還していただきます。

- ①借受者が次の事由により、資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至り道社協が貸付契約を解除したとき。
 - ・虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき
 - ・借受者又は連帯保証人の破産手続開始等により適正な債権管理ができないと認められるとき。
 - ・その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- ②道内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- ③業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

【注5】 2年間とは、「在職期間が通算730日以上」であり、かつ、「業務に従事した期間（日数）が360日以上」を指します。なお、ホームヘルパー等の業務に従事した方に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとします。